

各県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長

自転車乗車用ヘルメットの着用推進の取組強化について（依頼）

日頃より児童生徒の自転車乗車中の交通ルール遵守に係る指導の推進に多大なる御理解や御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

一方、今年度 4 月から 7 月末までの間に、県立高等学校からは 26 件の交通事故が報告されており、そのうち 23 件が自転車乗車時の交通事故となっています。また、それらの事故の中には、頭部に重傷を負い、意識不明となる重篤な事故も複数発生しております。

令和 7 年 5 月 1 日時点で実施した自転車通学に関する調査では、公立高等学校（特別支援学校高等部含む）における自転車乗車用ヘルメットの着用率は 8.9%と、令和 6 年の成人を含めた全国平均の 17.0%と比べて、依然として低い数値であり、県内多くの高校生が自転車乗車時の交通事故に遭った際、頭部を守れない非常に危険な状況にあります。

こうした事態を踏まえ、県教育委員会では、自転車乗車用ヘルメット着用推進に向けた取組を強化することを中心として、各学校での交通安全指導を一層徹底する必要があると判断し、下記のとおり方針を決定しました。

つきましては、各学校において、本方針の趣旨を御理解いただき、自校の自転車通学許可条件に、通学時のヘルメット着用を位置付け、自転車通学許可届出時の遵守事項にヘルメット着用を明記するほか、地域の道路事情や生徒の自転車通学の状況などに応じた自転車乗車に係る交通安全指導をより一層徹底するため、下記を参考に具体的な取組をお願いします。

記

（1）千葉県教育委員会の方針

県教育委員会は、全ての県立学校生に対して、自転車通学の際、必ずヘルメットの着用を求める。

（2）本方針を踏まえた県教育委員会の取組

- ①自転車乗車用ヘルメット着用推進に係る啓発資料（電子データ）を作成し、全県立学校において、児童生徒の 1 人 1 台端末や保護者向け連絡ツール等を活用して、全ての児童生徒及び保護者への配付を依頼する。

- ②自転車の安全運転のための講習会や各種関係機関の啓発資料等に関する情報を積極的に各学校へ提供する。
- ③自転車乗車用ヘルメット着用推進モデル校と連携し、生徒会等による生徒主体の活動等の好事例を各学校に提供する。
- ④教職員向けの自転車乗車用ヘルメット着用に関する指導資料を作成し、各学校へ配付する。
- ⑤自転車通学に関する取組調査を年２回実施し、各学校の状況を把握するとともに、支援の充実を図る。

(３) 本方針を踏まえた学校の取組 (①及び②は必ず実施、③から⑤は各学校の実状に応じて実施)

- ①各学校の実状に応じ、準備が整い次第速やかに、通学時のヘルメット着用を自転車通学許可の条件として位置付け、自転車通学許可届出時の遵守事項等へ「自転車通学時は、ヘルメットを着用すること」を明記する。
- ②県教育委員会が作成・配付する啓発資料（電子データ）を、児童生徒の１人１台端末や保護者用連絡ツール等を活用して、児童生徒及び保護者に配付する。
- ③自転車の安全運転（被害者にも、加害者にもならない）のための講習会などの啓発活動を積極的に実施する。
- ④生徒会等による児童生徒が主体となったヘルメット着用推進活動を実施する。
- ⑤県教育委員会が作成・配付する教職員向け指導資料をもとに、校内研修を行い、教職員の意識向上、指導力の向上を図る。

担 当
教育振興部 児童生徒安全課
安全班 指導主事 山口 輝之
電 話 ０４３（２２３）４０９１